

# 第12次千葉県交通安全計画の概要



千葉県環境生活部くらし安全推進課

## 計画の性格等

- ・根拠:交通安全対策基本法第25条 (陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱)
- ・作成主体:千葉県交通安全対策会議
- ・計画期間:令和8年度～令和12年度(5年間)

## 基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の確立を目指す

## 道路交通の目標(令和12年)

24時間死者数 年間 110人以下  
 重傷者数 年間 1,300人以下  
 (参考:令和7年)  
 24時間死者数 年間 122人  
 重傷者数 年間 1,335人

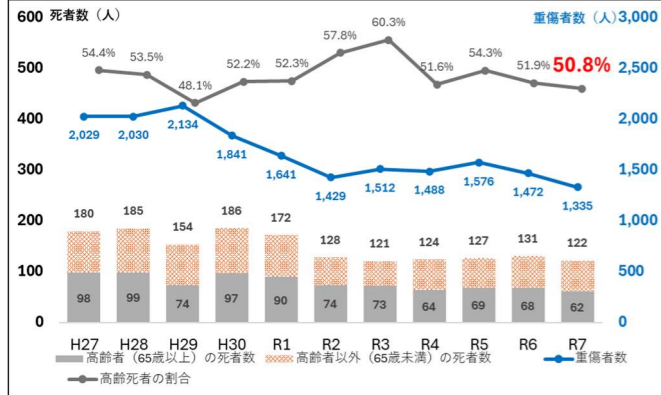
## 計画の推進体制

県の関係機関や、国の地方行政機関、市町村、交通関係団体等で組織する千葉県交通安全対策推進委員会を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進

## 道路交通における現状と課題

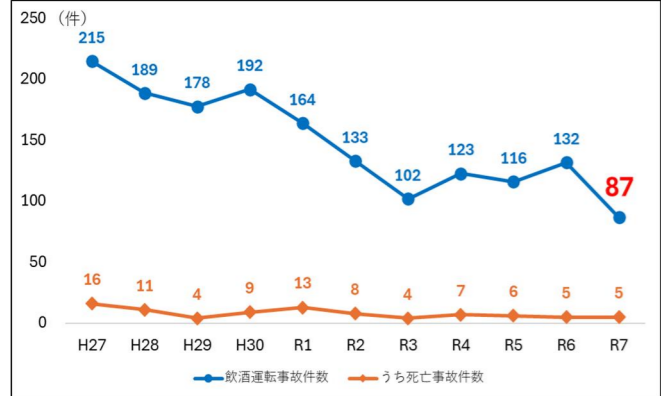
### ● 交通事故死者数・重傷者数の推移(H27～R7)

・65歳以上高齢者の死者数は全体の5割超



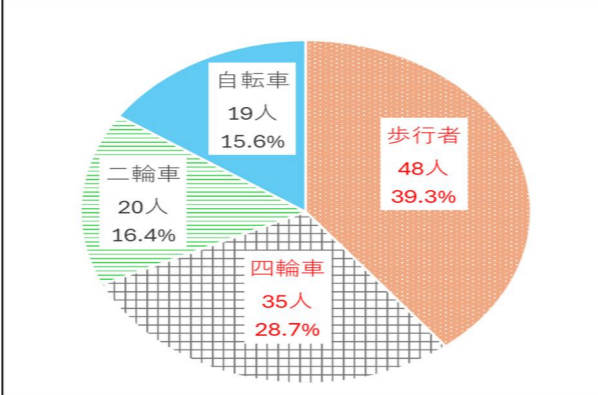
### ● 飲酒運転による交通人身事故件数の推移(H27～R7)

・飲酒運転の根絶に至っていない



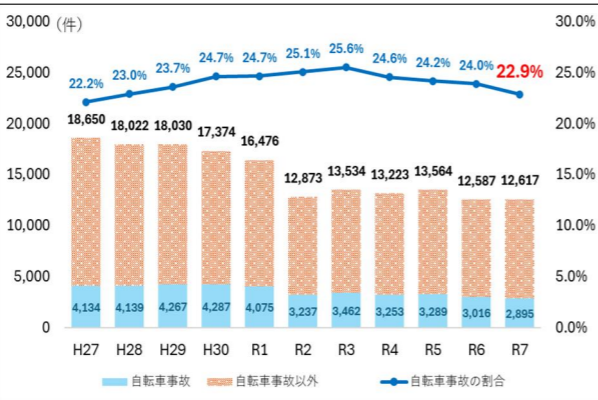
### ● 状態別の交通事故死者数(R7)

・歩行中の死者数が最多、次いで四輪自動車乗車中



### ● 自転車事故の推移(H27～R7)

・自転車乗用中の事故は交通事故件数全体の2割超



## 道路交通安全の施策(9つの柱)

各交通安全推進機関・団体及び県民が一体となって目標達成に向けて取り組みます。

1 県民一人一人の交通安全意識の高揚	地域が一体となって交通安全教育と効果的な普及啓発活動を推進 ・県民総参加でつくる交通安全の推進(地域における交通安全活動への参加・協働の推進、民間団体等の主体的活動の推進) ・交通安全に関する普及啓発活動の推進(小型モビリティの安全対策等)【拡充】 ・地域でつくる高齢者交通安全対策の推進 ・自転車の安全利用の推進(ライフステージの特性に応じた自転車の交通安全教育を推進)【拡充】 ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進(幼児、小・中・高校生・成人、障害のある人、外国人)【拡充】 ・効果的な交通安全教育の推進
2 飲酒運転の根絶【新設】	千葉県飲酒運転根絶条例に基づき令和6年3月に策定した『千葉県飲酒運転根絶計画』に基づく各種取組を推進 ・教育・知識の普及、啓発・意識の高揚 ・運転者に対する取締り・指導等の実施 ・県民に対する支援(アルコール健康障害対策等)・事業者・県民による取組 ・公職にある者の飲酒運転の根絶
3 安全運転の確保	高齢者や外国人等の運転者教育等の充実を図るとともに、自然現象等に関する適宜・適切な情報提供等により道路交通の安全を確保 ・運転者教育等の充実(高齢者・外国人)【拡充】 ・運転免許業務のサービスの向上 ・自動運転等の安全の確保と支援【新設】 ・安全運転管理の推進 ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ・交通労働災害の防止等 ・道路交通に関する情報の充実
4 道路交通環境の整備	『『通学路交通安全プログラム』等に基づく定期的な合同点検の実施』や『『ゾーン30プラス』の整備』等の「人」の視点に立った交通安全対策を推進 ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間等の整備【拡充】 ・幹線道路における交通安全対策の推進 ・交通安全施設等の整備事業の推進 ・地域住民の移動手段の確保・充実 ・効果的な交通規制の推進 ・自転車利用環境の総合的整備 ・ITSの活用 ・交通需要マネジメントの推進 ・災害に備えた道路交通環境の整備 ・総合的な駐車対策の推進 ・道路交通情報の充実 ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備
5 車両の安全性の確保	先進安全運転技術の活用・普及促進と適切な保守管理等により車両の安全性を確保 ・車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ・自動運転車の安全対策・活用の推進 ・自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進 ・自動車の検査及び点検整備の充実 ・リコール制度の充実・強化
6 道路交通秩序の維持	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ・交通指導取締りの強化等 ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ・暴走族等対策の推進
7 救助・救急活動の充実	交通事故による負傷者の救命と被害を最小限にとどめるため救助・救急活動を充実 ・救助・救急体制の整備 ・救急医療体制の整備 ・救急関係機関の協力関係の確保等
8 被害者等支援の充実と推進	交通事故被害者等への相談体制の充実及び民間支援団体等と連携した支援施策の推進 ・交通事故被害者等支援の充実強化 ・自動車損害賠償保障制度の充実等 ・損害賠償の請求についての援助等
9 交通事故調査・分析の充実	交通事故調査委員会等での交通事故原因の総合的な調査分析等により効果の高い対策を実施 ・交通事故多発箇所の共同現地診断 ・交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断 ・交通事故データ解析等統計分析の高度化 ・交通事故調査委員会の効果的運用

## 本県の道路交通における重点項目

- 重点項目1: 悪質・危険な運転者への対策強化 ※飲酒運転、あおり運転等
- 重点項目2: 高齢者の交通安全対策の強化
- 重点項目3: 自転車の安全利用対策の強化

## 今後の道路交通安全対策の方向

国計画を踏まえ、県における10の重視すべき視点として取り組みます

- 【第1の視点】 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 【第2の視点】 こどもの安全確保のための環境整備
- 【第3の視点】 歩行者の安全確保のための意識変容
- 【第4の視点】 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 【第5の視点】 外国人の交通安全対策の推進
- 【第6の視点】 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 【第7の視点】 生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
- 【第8の視点】 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 【第9の視点】 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 【第10の視点】 先進技術の活用推進

※赤字は前計画からの新規追加・修正箇所

## 鉄道交通安全の施策(5つの柱)

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保【目標】
- 4 救助・救急活動の充実 乗客の死者数ゼロ
- 5 被害者支援の推進 運転事故全体の死者数減少

## 踏切道における交通安全の施策(4つの柱)

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及びバリアフリー化の促進
  - 2 踏切道の統廃合の促進
  - 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
  - 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置
- 【目標】  
 計画期間中の平均踏切事故件数の減少  
 (11次計画比較)